

平成26年度税制改正から 雑感

年々税制改正が、複雑になってきます。これは、その時の判断により、一部を継続審議としたり、大企業からのいろいろな要望事項を優先させたり等、その時の状況により、税制が左右されていることが原因の1つと考えます。先月、交際費課税が変わりますと、お話ししました。現在も5,000円以下の飲食費は、一定の条件のもと(書類をきちんと保存しておく等)交際費課税から除かれています。では、これから春になるとよく出てきますゴルフプレーに伴う食事代は、5,000円以下の飲食費の交際費等からの除外に該当するのでしょうか？

これは、NOのようです。それは、ゴルフ・観劇・旅行等の催事に際しての飲食等については、通常、それらの催事を実施することを主たる目的とする一連の行為の1つとして実施されるものですから、この飲食等は催事と一体的なものとして、一連の行為に吸収される行為と考えられます。従って、上記ゴルフ等に伴う飲食は、原則交際費課税となります。注意を要します。(ただ、800万円までは全額損金算入になります)

★軽自動車税(四輪等)の見直し

① 平成27年度以降の新規取得の車輛について、税率を自家用乗用車で1.5倍(その他の区分については、農業者、中小企業者等の負担を考慮し、約1.25倍に引き上げる(現在の軽自動車ユーザーは、現行税率のまま据置)

②平成28年度から、経年車重課(13年超の軽自動車について概ね20%重課)を行う(既存車・新規車を問わない)

※消費税10%のときに自動車取得税を廃止することが公約になっていたが、その財源として、軽自動車税が強化されました。「弱いものいじめ」との批判が多いです

★最後にこれは、平成25年度の税制改正からですが、平成26年4月1日から「領収書」等にかかる印紙税の非課税範囲が拡大されました。金銭又は有価証券の受取書にかかる印紙税は、記載された金額が3万円未満が非課税でしたが、5万円未満が非課税となります。再確認願います。

《編集後記》

4月1日、消費税率が8%となりました。経過措置も大変になります。事務を適正に処理することが大切です。(増税前に何かまとめ買いしたか？私はささやかに、少し購入しました)税法は年々難しくなってきました。特に消費税は、処理も大変ですが、資金繰りも大変になります。定期積金の利用がいいと思います。頑張って8%を軌道にのせて行きましょう。制度は、利用しなくてはいけないと思います。情報が大事です。そして、「準備」と「努力」です。一歩踏み出して、進んでいきましょう。

小さな会社の経営の心から

運命観

本日は、運命と立命のお話をしようと思います。

「運」という字は、「はこぶ」と書かれています。「自分の方へ運ばれてくるもの」ということでしょうか。運ばれて来た運命を、自分がどう捕らえるかは人により様々でしょうが、ここが大切なポイントだと思います。運ばれてくる「運命」は初めから決まっています。自分ではどうすることも出来ないものと受け止める考え方が「宿命」で、運ばれて来た「運命」を一旦自分で受け止め、そこから新しい自分の運命を切り開いていこうとするのが「立命」ではないかと、この本では言っています。

・運命を「宿命」とみるのは、どこまでも受動的であり、それに対して「立命」とみるのは自分に主体をおいているので、前向きである

・自分の人生は、大勢の皆さんのおかげをうけながらも、自分で切り開いていくより他はない、

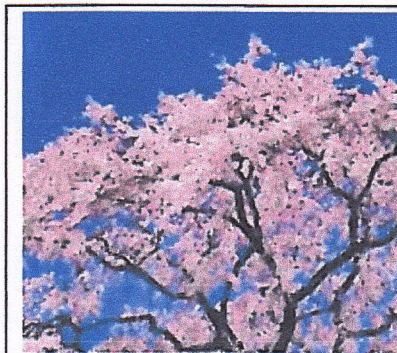
・道は自分で切り開かなければならない。努力は受け入れられると信じたい。「努力をすれば道は開ける」

・リーダーは絶えず学び自分を変え続けていかなければならない。現状を変えていくのも自分自身である。

・あるテレビで、通訳のプロの方が、「「準備」と「努力」は裏切らない」といっていました。

私もそれを信じます。ですから、準備と努力に時間をかけるようにしていますが、いかがですか？

日本政策金融公庫 普通貸付金利 1.45%～
経営改善貸付 1.60%
平成26年3月12日より



もう何年も見ていない円山公園の桜です。花見もちょっと縁遠いです。もともとお酒が得意ではないので、・・・
でも、桜は大好きです。皆さんお花見しますか？